る労働者派遣法第六十一条（第四号に係る部分に限る。）の規定並びに」と、「第六十二条」とあるのは「第六十二条の規定並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）附則第六条第六項の規定及び当該規定に係る同条第七項」とする。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第五条の表船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）第一条第八号の項中「第一条第八号」を「第三条第八号」に改める。

（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第四条　働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十一年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の表船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）第一条第八号の項を次のように改める。

船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）第三条第八号	規定及び	規定及び働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）附則第八条第一項後段の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第六十一条（第四号に係る部分に限る。）の規定並びに

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　古川　禎久
厚生労働大臣　後藤　茂之
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
防衛大臣　岸　信夫

内航海運業法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年一月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第七号

内航海運業法施行令

内閣は、内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第九条第二項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）附則第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

1　内航海運業法（以下「法」という。）第九条第二項の規定による承諾は、内航海運業者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る契約の相手方に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該契約の相手方から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によって得るものとする。

2　内航海運業者は、前項の承諾を得た場合であっても、当該承諾に係る契約の相手方から書面等により法第九条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該契約の相手方から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3　前二項の規定は、法第二十七条において法第九条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「内航海運業者」とあるのは、「法第二十七条に規定する事業を営む者」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（令和四年四月一日。同項において「施行日」という。）から施行する。

（改正法の施行に伴う経過措置）

2　法第二十七条において準用する改正法第三条の規定による改正後の法第九条の規定は、施行日以後に締結される法第二十七条に規定する事業に係る業務に関する契約について適用する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

公益通報者保護法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年一月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第八号

公益通報者保護法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和二年法律第五十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年六月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄

公益通報者保護法第十九条の規定により消費者庁長官に委任されない権限を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年一月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄